検－１４

検体検査用放射性同位元素備付届書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　熊本県知事　　　　　　　様

住　所　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　下記により、検体検査用放射性同位元素を使用したいので、臨床検査技師等に関する法律第２０条の４第４項及び同法施行規則第１７条第１号の規定により届出をします

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　衛生検査所の名称 |  |
| ２　衛生検査所の所在地 |  |
|  ３年間に使用を予定する放射性同位元素に関する事項 | 放射性同位元素の種類 |  |
| 放射性同位元素の形状 |  |
| 年間使用予定数量 | ベクレル |
| 一日最大使用予定数量 | ベクレル |
| 三月間最大使用予定数量 | ベクレル |
| 最大貯蔵予定数量 | ベクレル |
| ４管理者に関する事項 | 氏　名 | 資　格 | 経歴・その他 |
|  |  |  |
| ５　予定使用開始時期 | 年　　月　　日 |
| ６　使用室における放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
| 遮へい物を設ける場所　　措置事項 | 天井 | 壁 | 床 | 出入口 | 開口部 |
| 遮へい物 | 構造 |  |  |  |  |  |
| 材料 |  |  |  |  |  |
| 厚さ |  |  |  |  |  |
| 汚染のおそれがある場所の構造措置 | くぼみ、突起物 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 口地、すきま | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 平滑施行をした表面仕上 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 汚染のおそれがある場所の構造措置 | 耐腐食性 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 耐浸透性 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 使用室内の実効線量（※）（1週間につき1ミリシーベルト以下） | ミリシーベルト |
| 出入口の状況 | 通常出入口：　　箇所　／　非常口：　　　箇所 |
| 標識 | 有　・　無 |
| 汚染検査に必要な測定器 |  |
| 汚染除去用器材 |  |
| 汚染除去洗浄設備 |  |
| 更衣設備 |  |
| ７　貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
| 貯蔵方法 | 貯蔵室　・　貯蔵箱 |
| 貯蔵室・貯蔵箱と外部との区画 |  |
| 貯蔵室内の実効線量（※）（1週間につき1ミリシーベルト以下） | ミリシーベルト |
| 貯蔵室 | 構造 | 耐火性　・　その他（　　　　　　　　） |
| 防火戸 | 有　・　無 |
| 閉鎖設備 | 鍵　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 貯蔵箱 | 構造 | 耐火性　・　その他（　　　　　　　　） |
| 閉鎖構造 | 鍵　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 出入口の状況 | 通常出入口：　　箇所　／　非常口：　　　箇所 |
| 標識 | 有　・　無 |
| 貯蔵容器 | 空気汚染防止措置 |  |
| 液体のこぼれ・腐食防止措置 |  |
| 貯蔵容器である旨の表示 | 有　・　無 |
| 貯蔵物の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |
| 汚染防止設備又は器具 |  |
| ８　運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
| 空気汚染防止措置 |  |
| 液体のこぼれ・腐食防止措置 |  |
| 運搬容器である旨の表示 | 有　・　無 |
| 貯蔵物の種類及び数量の表示 | 有　・　無 |
| ９　廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
| 廃棄施設内の実効線量（※）（1週間につき1ミリシーベルト以下） | ミリシーベルト |
| 排水 | 排水施設の能力（※）（排水口） | 有・無（排液中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則第30条の26に定める濃度以下） |
| 漏水、浸透、腐食防止措置 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 排液処理槽 | 構造 |  |
| 開口部の構造 | ふた　・　さく　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 標識 | 有　・　無 |
| 排気 | 排気施設の能力（※）（排気口） | 有・無（排気中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則第30条の26に定める濃度以下） |
| 排気施設の能力（※）（人が常時立入る場所） | 有・無（排気中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則第30条の26に定める濃度以下） |
| 排気漏れ、腐食防止措置 |  |
| 故障時の汚染拡大防止装置 |  |
| 標識 | 有　・　無 |
| 保管廃棄 | 外部との区画構造 |  |
| 閉鎖設備 | 鍵　・　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 容器 | 空気汚染防止措置 |  |
| 液体のこぼれ・浸透防止措置 |  |
| 標識 | 有　・　無 |
| １０　使用室、貯蔵室及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する管理の概要 |
| 管理区域を設ける場所 |  |
| 敷地の境界における線量（※）（三月間につき250ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ以下） | マイクロシーベルト |
| 従事者（被ばく線量） | 実効線量（※） | マイクロシーベルト |
| 等価線量（※） | マイクロシーベルト |
| 立入制限措置の概要 |  |
| 検査前及び検査開始後の放射線の量及び汚染状況の測定体制の概要 |  |
| 放射線障害防止にための教育及び訓練の概要 |  |

備考　１　隣室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵室及び廃棄物保管室）の平面図及び側面図を添付すること。

２　使用室図及び貯蔵室図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の隔壁の外側までの距離並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入すること。

３　排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。

４　管理区域（設けた場合）、標識等の位置を使用施設図中に朱線で記入すること。

５　（※）の各放射線量は、それぞれの算出根拠を明らかにすること。